

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

MARCH 2022
 VOL.644

3



春・魁(さきがけ)

写真提供者：水戸市 加倉井 克己氏

●2022 3月号 CONTENTS●

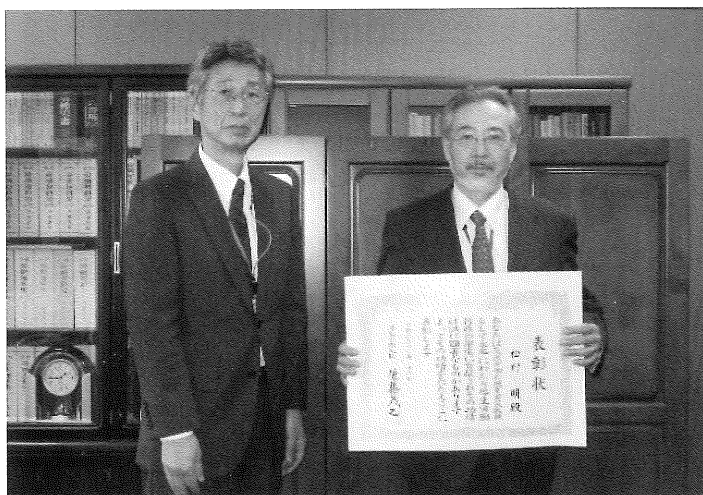
労働基準行政功労者表彰.....2	「特別教育等開催のご案内」.....13
令和3年度地方労働行政関係功労者厚生労働大臣表彰状・感謝状...4	「酸素欠乏危険作業(第2種)特別教育」.....13
建築物等の解体・改修工事の石綿事前調査結果の 電子報告がはじまります!.....5	「廃棄物焼却施設業務特別教育」.....13
「シフト制」労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項...6	「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育」.....13
令和4年4月1日から3つの法律が施行になります!.....10	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ.....14
事業主の皆さまへ 労働保険への加入について.....11	県内の労働災害発生状況速報.....15
「一般建築物石綿含有建材調査者講習」 令和4年度の講習予定が決まりました.....12	令和4年死亡災害発生状況.....15
	講習会のご案内.....16

労働基準行政功労者表彰

厚生労働省では、労働基準行政(厚生労働省労働基準局が所掌する行政をいいます。)に係る各施策の推進に特に顕著な功績をあげられた個人又は団体に対し、功労者表彰を行っています。

この度、まつむらあきら 松村明氏、まつざきいちろう 松崎一葉氏、たかぎひでみ 高木英見氏、なかむらたかし 中村尚氏、あきやまさぶろう 秋山三郎氏、うさみかずや 宇佐見和哉氏の6名の皆さまが、厚生労働大臣、茨城労働局長の各功労者表彰を受けられました。

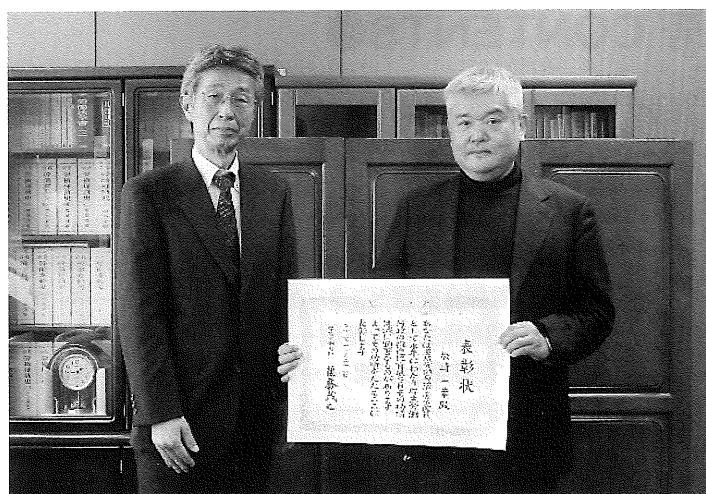
厚生労働大臣功労者表彰



松村明氏(写真右)

松村明氏は茨城県立医療大学学長であり、脳神経外科の専門医で1999年から地方労災医員として、管内の労働基準監督署からの労災保険請求事案に係る意見書の作成依頼及び相談等に対し、優れた理論で積極的に対応され、労災補償行政に多大な貢献をされました。

令和4年2月3日 下角茨城労働局長より表彰状を伝達

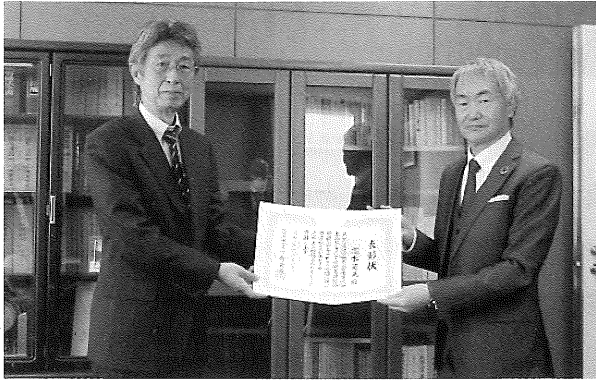


松崎一葉氏(写真右)

松崎一葉氏は筑波大学大学院教授であり、精神医学の専門医で2000年から地方労災医員として、管内の労働基準監督署の精神障害等の業務上外等の判断に関して、精神障害等の合議体の中心的役割を果たし、精神障害等の認定に優れた理論で積極的に対応され多大な貢献をされました。

令和4年2月7日 下角茨城労働局長より表彰状を伝達

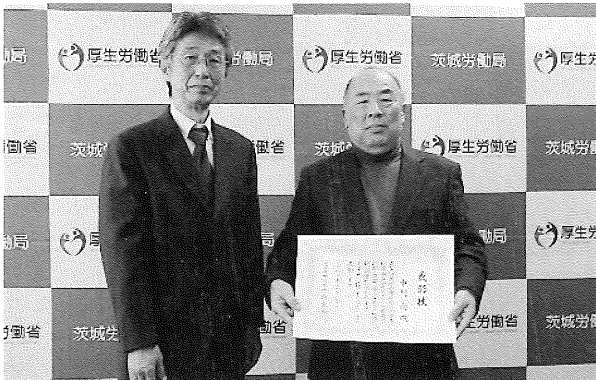
茨城労働局長功労者表彰



高木英見氏(写真右)

高木英見氏は連合茨城の事務局長であり、2012年から茨城労働者災害補償保険審査参与として、参与会では、労働者代表として優れた理論で積極的に意見を述べる等多大な貢献をされました。

令和3年12月22日 下角労働局長より表彰



中村尚氏(写真右)

中村尚氏は中村整形外科医院院長であり、整形外科の専門医で2009年から労災保険診療費指導委員会指導委員として、診療費算定の審査において、複雑な術式の算定や労災特掲の算定に精通し、指導委員会においても中心的役割を担い、積極的に対応され多大な貢献をされました。

令和3年12月23日 下角労働局長より表彰



秋山三郎氏(写真右)

秋山三郎氏は秋山クリニック院長であり、整形外科、外科の専門医で2009年から労災保険診療費指導委員会指導委員として、診療費算定の審査において、複雑な術式の算定や労災特掲の算定に精通し、指導委員会においても中心的役割を担い、積極的に対応され多大な貢献をされました。

令和3年12月23日 下角労働局長より表彰



宇佐見和哉氏(写真右)

宇佐見和哉氏は新宿ゲートウェイクリニック副院長であり、精神医学の専門医で2011年から地方労災医員として、精神障害の労災請求事案に係る精神障害等の合議体の中心的役割を果たし、各労働基準監督署からの精神障害事案に係る意見書の作成依頼及び相談等に積極的に対応され、専門的な見地から労災補償行政に多大な貢献をされました。

令和4年1月12日 下角労働局長より表彰

令和3年度 地方労働行政関係功労者 厚生労働大臣表彰状・感謝状

「地方労働行政関係功労者厚生労働大臣表彰」は、地方労働行政に係る施策の推進等に特に顕著な功績があり、他の模範と認められる方又は団体を表彰し、地方労働行政の発展を図ることを目的として実施しています。また、「地方労働行政関係功労者厚生労働大臣感謝状」は、地方労働行政関係の公職等において地方労働行政の推進のために貢献して功績を挙げた方に、感謝状を贈りその労をねぎらうものです。



茨城労働局長 連合茨城事務局長 茨城大学教授 (株)エミー代表取締役 雇用環境・均等室長 総務部長
 下角 圭司 大森 玄則氏 清山 玲氏 渡辺 満枝氏 関 英之 浦橋 武

この度、「令和3年度地方労働行政関係功労者厚生労働大臣表彰状」を受賞された 清山玲氏(茨城大学教授)、同じく「厚生労働大臣感謝状」を受賞された 大森玄則氏(日本労働連合組合総連合会茨城県連合会副事務局長)及び 渡辺満枝氏(株式会社エミー代表取締役)に対して、茨城労働局長(下角圭司)より伝達を行いました。

清山玲氏は、平成23年10月から10年間にわたり、茨城地方労働審議会委員を務め、公益代表としての視点から、当局の行政運営について積極的な提言をされました。また、平成29年10月から同審議会の会長を務め、適切な審議会運営を行い、当局の行政運営に多大な貢献をされました。

大森玄則氏は、平成25年10月から8年間にわたり、茨城地方労働審議会委員を務め、労働者代表としての視点から、当局の行政運営について積極的な提言を行い多大な貢献をされました。

渡辺満枝氏は、平成25年1月から8年9月間にわたり、茨城地方労働審議会委員を務め、使用者代表としての視点から、当局の行政運営について積極的な提言を行い多大な貢献をされました。

建築物等の解体・改修工事の

事業者のみなさまへ

石綿事前調査結果の電子報告がはじまります!

石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

Point
1

2022年春から
制度が変わります

2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。

Point
2

報告はパソコン・
スマートフォンで

報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。

【石綿事前調査結果報告システム】

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>



Point
3

事前の準備が
必要です

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「G BizID」を取得していただく必要があります。


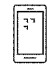
システムでできること(一例)

新規申請	電子申請をおこなう	パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。
下書き保存	テンプレートをつくる	申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目(元方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。
一括申請	まとめて申請する	「プライムアカウント(G BizID)」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。
資料作成	申請情報の活用	システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

事前に準備いただきたいこと

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末	  パソコン スマートフォン(タブレット)
OS	Windows/Linux iOS(iPadOS)/Android OS
ブラウザ	Google Chrome/Safari Internet Explorer など

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

G BizIDの取得


どちらかのG BizIDの取得が必要です

gBizID プライム ○ 新規申請・下書き保存 × 一括申請 × 支店・支社等の管理 おすすめ 支店がある大規模事業者 報告数が多い事業者	OR	gBizID エントリー ○ 新規申請・下書き保存 × 一括申請 × 支店・支社等の管理 おすすめ 報告数が少ない事業者 個人事業主
--	----	--

ログインにはG BizIDを利用します。G BizIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

G BizIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/>



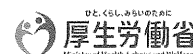
問い合わせ先 茨城労働局労働基準部健康安全課 (Tel 029-224-6215)

石綿障害予防規則に関するお問い合わせ

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

大気汚染防止法に関するお問い合わせ

環境省・都道府県/大防法政令市 大気環境所管部局



2021年11月

シフト制労働契約を締結する労働者・使用者・労使団体の皆さま

「シフト制」労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項

茨城労働局監督課

厚生労働省では、いわゆる「シフト制」で労働者を就労させる際のトラブル防止のために、使用者に留意していただきたい事項をとりまとめました。労働者も納得した上でルールを定め、労働関係法令を守り、トラブルを予防しましょう。

「シフト制」とは

この留意事項での「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（1週間、1か月など）ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。ただし、三交替勤務のような、年や月などの一定期間における労働日数や労働時間数は決まっいて、就業規則等に定められた勤務時間のパターンを組み合わせる形態は除きます。

1 シフト制労働契約の締結に当たっての留意事項

(1) 労働条件の明示

■労働契約の締結時には、労働者に対して以下の労働条件を明示しなければなりません（労基法第15条第1項、労基則第5条）。

必ず明示しなければならない事項	定めをした場合に明示しなければならない事項
書面※で交付しなければならない事項 <ul style="list-style-type: none"> ●契約期間 ●期間の定めがある契約を更新する場合の基準 ●就業場所、従事する業務 ●始業・終業時刻、休憩、休日など ●賃金の決定方法、支払い時期など ●退職(解雇の事由を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ●退職手当 ●賞与など ●食費、作業用品などの負担 ●安全衛生 ●職業訓練 ●災害補償など ●表彰や制裁 ●休職
<ul style="list-style-type: none"> ●昇給 	

※労働者が希望した場合は、電子的な方法で明示することができます。

■特にシフト制労働契約では、以下の点に留意しましょう。

「始業・終業時刻」

労働契約の締結時点で、すでに始業と終業の時刻が確定している日については、労働条件通知書などに単に「シフトによる」と記載するだけでは不足であり、労働日ごとの始業・終業時刻を明記するか、原則的な始業・終業時刻を記載した上で、労働契約の締結と同時に定める一定期間分のシフト表等を併せて労働者に交付する必要があります。

「休日」

具体的な曜日等が確定していない場合でも、休日の設定にかかる基本的な考え方を明記する必要があります。

(2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項

- 前頁の明示事項に加えて、トラブルを防止する観点から、シフト制労働契約では、シフトの作成・変更・設定などについても労使で話し合っ以下のようなルールを定めておくことが考えられます（作成・変更のルールは、就業規則等で一律に定めることも考えられます）。

作成	<ul style="list-style-type: none"> ・シフトの作成時に、事前に労働者の意見を聞くこと ・シフトの通知期限 例：毎月〇日 ・シフトの通知方法 例：電子メール等で通知
変更	<ul style="list-style-type: none"> ・一旦確定したシフトの労働日、労働時間をシフト期間開始前に変更する場合に、使用者や労働者が申出を行う場合の期限や手続 ・シフト期間開始後、確定していた労働日、労働時間をキャンセル、変更する場合の期限や手続 <p>※一旦確定した労働日や労働時間等の変更は、基本的に労働条件の変更に該当し、使用者と労働者双方の合意が必要である点に留意してください。</p>
設定	<p>作成・変更のルールに加えて、労働者の希望に応じて以下の内容についてあらかじめ合意することも考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の期間中に労働日が設定される最大の日数、時間数、時間帯 例：毎週月、水、金曜日から勤務する日をシフトで指定する ・一定の期間中の目安となる労働日数、労働時間数 例：1か月〇日程度勤務／1週間あたり平均〇時間勤務 ・これらに併せて、一定の期間において最低限労働する日数、時間数などを定めることも考えられます。 例：1か月〇日以上勤務／少なくとも毎週月曜日はシフトに入る

(3) 就業規則の作成

- 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、「始業及び終業の時刻」や「休日」に関する事項などについて、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません（労基法第89条第1号等）。

2 シフト制労働者を就労させる際の注意点

(1) 労働時間、休憩

- 労働時間の上限は原則1日8時間、1週40時間であり、この上限を超えて働かせるには36協定が必要です（労基法第32条、第36条）。
- 1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を、勤務時間の途中で与えなければなりません（労基法第34条第1項）。

(2) 年次有給休暇

- 所定労働日数、労働時間数に応じて、労働者には法定の日数の年次有給休暇が発生します（労基法第39条第3項、労基則第24条の3）。使用者は、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければなりません（労基法第39条第5項）。「シフトの調整をして働く日を決めたのだから、その日に年休は使わせない」といった取扱いは認められません。

(3) 休業手当

■シフト制労働者を、使用者の責に帰すべき事由で休業させた場合は、平均賃金の60%以上の休業手当の支払いが必要です(労基法第26条)。

※なお、使用者自身の故意、過失等により労働者を休業させることになった場合は、賃金の全額を支払う必要があります(民法第536条第2項)。

(4) 安全、健康確保

■労働安全衛生法に基づく安全衛生教育(安衛法第59条)や健康診断の実施(安衛法第66条)などの義務は、シフト制労働者に対しても同様に適用されます。

3 シフト制労働者の解雇や雇止め

(1) 解雇

■シフト制労働者と「期間の定めがある労働契約」(有期労働契約)を締結している場合、期間中はやむを得ない事由がなければ解雇できません。また、期間の定めがない場合でも、客観的に合理的な理由等がなければ解雇できません(労契法第17条第1項、第16条)。

■なお、解雇する場合、①30日以上前の予告、②解雇予告手当の支払い(平均賃金の30日分以上)のどちらかが必要です(労基法第20条第1項)。

(2) 雇止め

■一定の場合には、雇止め(労働者からの有期労働契約の更新等の申込みを使用者が拒否すること)ができなくなります(労契法第19条)。

■契約が3回以上更新されているか、労働者が雇入れ日から1年を超えて継続勤務している場合、雇止めには契約満了日の30日前の予告が必要です(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第1条)。

4 その他(募集・採用、待遇、保険関係など)

(1) 募集

■労働者を募集する際には、業務内容・賃金・労働時間等の労働条件を明示することが必要です(職業安定法第5条の3第1項、第2項)。なお、募集時に示した労働条件を、労働契約締結までに変更する場合、変更内容の明示が必要です(職業安定法第5条の3第3項)。

(2) 均衡待遇

■シフト制労働者がパートタイム労働者や有期労働契約の労働者である場合には、通勤手当の支給やシフト減に伴う手当の支払いなどで、正社員と比べて不合理な待遇にしないよう留意してください(パートタイム・有期雇用労働法第8条)。

※その際、正社員の待遇を労使合意なく引き下げることは望ましくないことに留意してください。

(3) 社会保険・労働保険

■シフト制労働者も労災保険の適用、給付の対象です。また労働時間などの要件を満たせば、雇用保険や健康保険・厚生年金保険の被保険者にもなります。

5 シフト制労働契約簡易チェックリスト

労働契約を締結する際の留意点		法定事項
1.シフト制労働契約の締結時に、労働者に「始業・終業時刻」や「休日」などの労働条件を書面で伝えていますか。 ⇒ 1 (1)労働条件の明示	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
1-2.労働契約の締結時に、始業と終業の時刻を具体的に決めた日がある場合、どのように明示をしていますか。 a. その日の始業・終業時刻、原則的な始業・終業時刻や休日の設定の考え方を記載したり、最初の期間のシフト表を渡したりして書面などで伝えている。 b. 書面などで伝えているが、始業・終業時刻や休日は「シフトによる」とだけ記載している。	bに該当する場合、aの方法で明示を行ってください	<input type="radio"/>
1-3.シフト制労働契約の締結時に、労働者の希望に応じて以下の内容についても定めていますか。 ⇒ 1 (2)シフト制労働契約で定めることが考えられる事項 a. シフトが入る可能性のある最大の日数や時間数 b. シフトが入る目安の日数や時間数 c. シフトが入る最低限の日数や時間数	a~cについて、労働者の意向も確認してみましょう	
1-4.シフト制労働契約の締結時に、以下を定めていますか。 ⇒ 1 (2)シフト制労働契約で定めることが考えられる事項 a. シフトを作成するにあたり事前に労働者の意見を聞くなど作成に関するルール b. 作成したシフトの労働者への通知期限、通知方法 c. 会社や労働者がシフトの内容(日にちや時間帯)の変更を申し出る場合の期限や手続 d. 会社や労働者がシフト上の労働日をキャンセルする場合の期限や手続	a~dについて、導入を検討してみましょう	
2.いったん確定したシフト上の労働日、労働時間等の変更は、使用者と労働者で合意した上で行っていますか。 ⇒ 1 (2)シフト制労働契約で定めることが考えられる事項	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
シフト制労働者が就労する際の留意点		法定事項
3.シフト制労働者の労働時間が1日8時間、1週40時間を上回る場合には、36協定を締結・届出していますか。 ⇒ 2 (1)労働時間、休憩	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
4.1日の労働時間が6時間を超える場合には、勤務の途中に一定時間以上の休憩を与えていますか。 ⇒ 2 (1)労働時間、休憩	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
5.要件を満たすシフト制労働者から年次有給休暇の請求があった場合、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させていますか。 ⇒ 2 (2)年次有給休暇	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
6.シフト制労働者を使用者の責に帰すべき事由で休業させた場合は、一定額以上の休業手当を支払っていますか。 ⇒ 2 (3)休業手当	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
7.シフト制労働者に、必要な安全衛生教育や健康診断を実施していますか。 ⇒ 2 (4)安全、健康確保	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
8.要件を満たすシフト制労働者を雇用保険、健康保険・厚生年金の被保険者としていますか。 ⇒ 4 (3)社会保険・労働保険	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>

6 参考リンク・お問い合わせ先

「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」

(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html



ご質問・ご相談窓口

シフト制の労働契約、労働条件全般	総合労働相談コーナー(都道府県労働局と労働基準監督署等に設置)
労基法、安衛法、労災	労働基準監督署
募集・採用、雇用保険	公共職業安定所
職業安定法	都道府県労働局
社会保険	年金事務所(健康保険の場合はご加入の健康保険組合)

来月から
適用です!

事業主の皆さま!

令和4年4月1日から3つの法律が施行になります!
～規定整備等早急のお取り組みを!～

育児・介護休業法 ～令和4年4月1日から段階的に施行～

【第1弾】令和4年4月1日施行分

雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置

- ◆育児休業を取得しやすい雇用環境の整備(研修、相談窓口設置等)
- ◆妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
 - ・雇用環境整備の具体的内容については、複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。
 - ・個別周知の方法については、省令において、面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。

有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件を撤廃し、無期雇用労働者と同様の取り扱い(労使協定の締結により除外可)とする。

【第2弾】令和4年10月1日施行分

出生直後の時期に柔軟な育児休業取得が可能となります

	新制度 ^(※1)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申出期間	原則休業の2週間前まで ^(※2)
分割取得	分割して2回取得可能
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能

※1 現行法の育児休業に加え、新制度により柔軟な育児休業制度が取得できるようになります。

※2 職場環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

(注) 新制度についても育児休業給付の対象となります。

育児休業の分割取得が可能となります

- ・(新制度とは別に)分割して2回まで取得可能
- ・1歳以降に延長する場合について、育休開始日を柔軟化

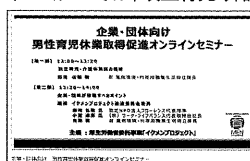
【第3弾】令和5年4月1日施行分

育児休業取得状況の公表が義務化されます

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。

お役立ち情報 ▶ポータルサイト「イクメンプロジェクト」

令和3年7月6日に実施されたオンラインセミナーの動画が公開されています。本セミナーでは「改正育児・介護休業法」や、「男性の育児休業取得の促進について」解説されています。



解説動画URLのQRコード▶



育てる男が、
家族を変える。
社会が動く。

URL <https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

労働政策総合推進法

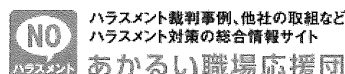
～パワハラ対策が全ての企業に義務化～

事業主は、企業規模に関わらず以下①～⑩の措置を必ず講じなければなりません

- ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
- ⑧再発防止に向けた措置を講ずる
- ⑨相談者・行為者等のプライバシー(性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含みます)を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

お役立ち情報 ▶ポータルサイト「あかるい職場応援団」

職場におけるハラスメントに関する研修用資料や、対策導入マニュアル、裁判例など、社内の体制整備に役立つ情報を発信しています。



URL <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

女性活躍推進法

～101人以上300人以下の企業にも
一般事業主行動計画の策定・届出、情報公表が義務化～

「一般事業主行動計画」(以下「行動計画」といいます。)とは、企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえた計画を策定するものです。行動計画には、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込まなければなりません。行動計画の策定から届出までの流れは、以下の4ステップをご参照ください。

ステップ1 自社の女性の活躍状況を、基礎項目に基づいて把握し、課題を分析する

ステップ2 行動計画を策定し、社内周知と外部公表を行う

ステップ1を踏まえて、(a)計画期間、(b)1つ以上の数値目標、(c)取組内容(d)取組の実施時期を盛り込んだ行動計画を策定し、労働者に周知、外部に公表してください。なお、公表に当たっては、「女性の活躍推進企業データベース」を活用しましょう!

ステップ3 行動計画を策定したことを都道府県労働局に届け出る

所定の様式により本社を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等室に提出(持参・郵送・電子申請)しましょう。

ステップ4 取組を実施し、効果を測定する

定期的に数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。



届出様式のQRコード

お役立ち情報 ▶ポータルサイト「女性の活躍推進企業データベース」

策定した行動計画や、自社の女性の活躍推進状況を公表するためのサイトです。企業名、企業規模、所在地等の検索により他社の取組を参考とすることができます。また、女性の活躍推進に取り組むための参考情報が掲載されています。



URL <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

【問い合わせ先】茨城労働局 雇用環境・均等室

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 電話:029-277-8295 FAX:029-224-6265

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>



事業主の皆さまへ

労働保険への加入について

「労働保険」とは、**労災保険**(労働者災害補償保険)と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**加入義務**の有無などをご確認の上、まずは、**最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)**へご相談ください。

加入義務のある事業場

次の事業場は、労働保険への加入が**法律で義務づけられています**。(強制適用事業場)

**正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。**

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。

労働者とは？

**労働者とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働に対して給与が支払われる従業員のことをいいます。**

短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む**全ての労働者が対象**となります。
雇用保険は、**一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならない**ことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

加入手続きを怠っていると？

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続きを行い、労働保険料額を決定します。
その際、労働保険料は手続きを行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の加入手続きを行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。
- 電子申請での手続きをご利用いただくと、行政機関に向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続きを行うことができます。



「一般建築物石綿含有建材調査者講習」 令和4年度の講習予定が決まりました。

一般社団法人茨城労働基準協会連合会

令和2年7月1日の改正石綿障害予防規則等により、令和3年4月1日から建築物の解体・改修工事を行う場合には、工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務付けられました。さらに、令和5年10月1日から、上記「事前調査」を行う場合、厚生労働大臣が定める講習(労働局長の登録を受けた団体等が実施する講習)を修了した者等に行わせなければならないとされました。

茨城労働基準協会連合会は茨城労働局長の登録を受け(登録番号1号)、一般建築物石綿含有建材調査者講習を令和3年度から実施しています。

令和4年度の講習予定が決まりましたのでお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、急遽中止となる場合があります。)

1. 開催日時：第1回 令和4年 6月 6日(月)～ 7日(火)

第2回 令和4年 9月21日(水)～22日(木)

第3回 令和4年12月12日(月)～13日(火)

第4回 令和5年 3月 7日(火)～ 8日(水)

2. 開催場所：茨城労働基準協会連合会中央安全衛生教育センター
水戸市渋井町堺橋263-1

3. 受講料等：受講料 38,500円(消費税込み)
テキスト代 5,280円(消費税込み)
合計 43,780円(消費税込み)
(令和4年度より受講料が改定されています。)

4. 募集定員：70名程度
(密状態回避のため会場定員の半数としています。そのため、一部は同時中継により別室会場での受講となります。同時中継の詳細はホームページをご参照下さい。)

5. 申込方法：ホームページからインターネットで「予約」を受け付けます。(電話予約は承っておりませんのでご了承下さい。)

6. 受付開始日：開催予定日ごとにホームページで予約開始日を公開します。予約開始日の概ね午前9時から予約受付が可能となります。

7. 修了考査及び修了証交付：
2日目の講義終了後修了考査が実施されます。全てのカリキュラムを受講し修了考査に合格した場合に修了証明書が即日交付されます。

8. 詳細：「予約方法」・募集要項等の詳細は、ホームページをご参照下さい。令和4年度の募集要項は3月中旬にホームページで公開します。

「特別教育等開催のご案内」

申込方法

申込書に必要事項を記入の上、(一社)茨城労働基準協会連合会 宛にFAXで申込み下さい。受講料は申込み後、受講票と請求書を受け取ってからお支払いください。
 なお、テキスト送付希望の場合は、送料として580円(税込)を加算いたします。
 ※茨城県内で1冊～10冊

申込先

(一社)茨城労働基準協会連合会 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F
 電話 029-225-8881 FAX 029-227-4507

講習会場

(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
 (水戸市渋井町堺橋263-1 駐車場有り 電話 029-221-6880)

「酸素欠乏危険作業(第2種)特別教育」

酸素欠乏症又は硫化水素中毒にかかるおそれのある場所における作業(第2種酸素欠乏危険作業)に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、法定の特別教育を行わなければならないとされております。(労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第26号、酸素欠乏症等防止規則第12条第2項)

つきましては、今般、当連合会において、下記により標記特別教育を実施することいたしましたので、当該作業に従事する方々の安全衛生の確保を図るため、関係者の方々に受講参加していただきたくご案内申し上げます。

記

1. 講習日程 令和4年4月4日(月)
 8:50～15:40

2. 定員 50名

3. 受講料等 1名につき 8,861円

〔 受講料 7,541円(税込) 〕
 〔 テキスト代 1,320円(税込) 〕

4. カリキュラム

講習科目	講習時間
酸素欠乏等の発生の原因	1時間
酸素欠乏症等の症状	1時間
空気呼吸器等の使用の方法	1時間
事故の場合の退避及び救急処生の方法	1時間
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	1.5時間

「廃棄物焼却施設業務特別教育」

廃棄物焼却施設等において、①ばいじん等の燃え殻を取り扱う業務、②焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務、③設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん等の燃え殻を取り扱う業務に従事する者に対しては、ダイオキシン類ばく露防止の徹底を図るため、法定の特別教育を実施しなければならないこととされております。〔労働安全衛生法第59条(労働安全衛生規則第36条)〕

つきましては、今般、当連合会では、下記により標記特別教育を実施することいたしましたので、当該作業に従事する方々の安全衛生の確保を図るため関係者の方々に受講参加していただきたくご案内申し上げます。

記

1. 講習日程 令和4年4月5日(火)
 12:50～17:05

2. 定員 50名

3. 受講料等 1名につき 6,824円

〔 受講料 5,834円(税込) 〕
 〔 テキスト代 990円(税込) 〕

4. カリキュラム

講習科目	講習時間
ダイオキシン類の有害性	0.5時間
作業の方法及び事故の場合の措置	1.5時間
作業開始時の設備の点検	0.5時間
保護具の使用の方法	1時間
その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項	0.5時間

「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育」

有機溶剤中毒の予防対策の実効をあげるためには、事業者が行う労働衛生管理に加えて、個々の労働者が有機溶剤の毒性及び予防対策の必要性を正しく理解し、事業者が行う諸対策に積極的に協力することが重要とされております。しかし、有機溶剤中毒の発症事例をみると、労働者に対する労働衛生教育が行われていないか、又は不十分であることが原因とされているものが相当数にのぼっております。

つきましては、今般、当連合会では、昭和59年6月29日基発第337号通達に基づき、有機溶剤業務に従事する方々を対象に、就業時教育である「特別教育に準じた教育」として標記の教育を下記により行うことといたしましたので、当該作業に従事する方々の安全衛生の確保を図るため、関係者の方々に受講参加していただきたくご案内申し上げます。

記

1. 講習日程 令和4年4月15日(金)
 8:50～14:35

2. 定員 50名

3. 受講料等 1名につき 6,226円(税込)

〔 受講料 5,236円(税込) 〕
 〔 テキスト代 990円(税込) 〕

4. カリキュラム

講習科目	講習時間
有機溶剤による疾病及び健康管理	1時間
作業環境管理	2時間
保護具の使用の方法	1時間
関係法令	0.5時間

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

募集

産業医のみなさまへ

登録産業医

になりませんか

茨城産業保健総合支援センターは、県内に9箇所の地域産業保健センターを設置し、労働者数50人未満の事業場を対象として、厚生労働省の産業保健事業を実施しています。支援を求める事業場の増加に伴い、登録産業医を募集いたします。

○登録産業医の業務について

- ・労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む。）に係る相談対応
- ・健康診断の結果についての意見陳述
- ・長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ・個別訪問による産業保健指導の実施
- ・副業、兼業労働者からの健康相談

○登録産業医の資格

- ・産業医
- ・メンタルヘルスに係る知識及び経験を有する医師

○登録産業医の契約について

- ・委嘱期間 原則として各年4月1日から3月31日まで
- ・委嘱条件 謝金 時間額12,300円、交通費あり
- ・活動頻度と時間 1月1から10回程度、1回当たり1時間から3時間
- ・その他 損害保険、傷害保険加入



お申し込み・お問い合わせ

茨城産業保健総合支援センター

電話、メール、FAX等で御連絡ください。

TEL 029-300-1221（平日8時30分～17時15分）

FAX 029-227-1335

メールアドレス mito@ibarakis.johas.go.jp

県内の労働災害発生状況速報 (令和4年1月末現在)

業 種 別		令 和 3 年		前 年 同 期	
計		(22)	3,350	(18)	2,979
製 造 業		(3)	859	(2)	803
鉱 業		(0)	6	(0)	10
建 設 業		(7)	377	(4)	286
内 訳	土 木	(1)	84	(2)	68
	建 築	(6)	230	(1)	158
	そ の 他	(0)	63	(1)	60
運 輸 交 通 業		(2)	406	(1)	389
貨 物 取 扱 業		(0)	54	(0)	42
農 林 業		(1)	59	(1)	76
畜 産 水 産 業		(2)	135	(1)	138
商 業		(3)	469	(2)	429
そ の 他		(4)	985	(7)	806

(注) ()内は、死亡者で内数

令和4年死亡災害発生状況

1月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
1月 17～18時	管理者 50歳代 10年	ガラス・同製品 製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	ガラスワール用の集塵機の上部で故障箇所を確認中、集塵機内部に携帯電話を落としたため、集塵機の内部に入ったところ、稼働中のスクリーコンベアーに巻き込まれて死亡した。
			その他の 一般動力機械	
1月 13～14時	土工 40歳代 20年	その他の 土木工事業	切れ・こすれ	排水溝工事現場において、エンジンカッターを用いてU字溝の切断中、エンジンカッターがキックバック(はね返り)を起こし、その歯が被災者の左頸部に当たり死亡した。
			その他の 一般動力機械	
1月 8～9時	作業員・技能者 80歳代 2年	その他の 木材・木製品 製造業	墜落・転落	木くずを圧縮する圧縮機の近くで、踏み台(高さ52cm)から圧縮機の架台(高さ72cm)に乗り移ろうとして足を踏み外し、地面に墜落し死亡した。
			はしご等	
1月 9～10時	作業員・技能者 60歳代 3年	その他の 食料品製造業	激突	野菜の入ったフレコンバッグを運搬するため、フォークリフトの運転席に乗り込もうとした際、運転席のヘッドガードの支柱棒に額を強打し、その弾みでアスファルト地面に倒れ、後頭部を強打し死亡した。
			フォークリフト	

講習会のご案内(令和4年3月中旬~4月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
有機溶剤作業主任者		
4/20~21	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
ガス溶接		
4/15~16	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
4/22~23	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
玉掛け		
4/7~8・9	日立ビックセンターマール会議室(日立市)	日立協会
4/12~13・17・24	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
4/14~15・16	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
4/18~19・20・21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
フォークリフト運転(学科)		
4/1	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会・水戸協会
4/1	日立ビックセンターマール会議室(日立市)	日立協会
4/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
4/1	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
4/5	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
4/8	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
4/9	NC東日本コンクリート工業(株)(筑西市)	筑西協会
4/9	平成館(古河市)	古河協会
小型移動式クレーン運転		
4/5~6・10	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
4/25~26・27	茨城県産業会館研修室(水戸市)	連合会
石綿作業主任者		
4/25~26	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
4/7~8	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
4/13~14	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
4/20~21	日立ビックセンターマール会議室(日立市)	日立協会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
3/16	茨城県トラック協会県西地区研修会館(筑西市)	筑西協会
4/16	平成館(古河市)	古河協会
4/28	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
電気取扱業務(低圧)		
4/28	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
電気取扱業務(高圧)		
3/17~18	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会

クレーン運転の業務(5トン未満)		
4/22~23	日立ビックセンターマール会議室(日立市)	日立協会
酸素欠乏危険作業(第2種)		
4/4	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
廃棄物焼却施設業務		
4/5	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
職長教育		
3/24~25	茨城県トラック協会県西地区研修会館(筑西市)	筑西協会
4/6~7	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
4/13~14	ザ・ヒロサワ・シティ会館(水戸市)	水戸協会
4/14~15	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
職長・安全衛生責任者教育		
4/23~24	平成館(古河市)	古河協会
4/25~26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
安全衛生推進者講習		
4/21~22	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
安全管理者選任時研修		
4/18~19	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
新入社員安全衛生教育		
4/5・6	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
4/6	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
4/11・12	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
有機溶剤業務従事者教育		
4/15	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
3/22	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
4/7~8	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
4/16	平成館(古河市)	古河協会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478